

返還へ 世代を越えて つなぐ声

平成30年度 北方領土に関する標語・キャッチコピー最優秀作品

先祖が眠るふるさと、北方四島。

択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島からなる北方四島は、
私たち日本人が先祖伝来の地として受け継いできたもので、
いまだかつて一度も外国の領土となったことがない我が国固有の領土です。
しかし、北方四島は、終戦直後にソ連(ロシア)によって法的根拠なく占拠されました。
今日もなおこの占拠は続いており、ふるさとに帰ることができない日本人がいます。
先祖の想いととも、私たち日本人一人ひとりが返還の声を上げることが大切です。



2019年

1							2							3							4							5							6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		1	2	3	4	5							1	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																</

祝日及び祝日名は、法改正により変更になる場合があります。

